

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学総合情報基盤センター規程

平成22年6月15日

規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則（平成16年基本規則第1号）第4条第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学総合情報基盤センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の情報基盤に関する一元管理及び次世代システムの研究開発を行うことにより、本学における高度情報基盤を構築し、もって最先端の教育研究活動を支援するとともに、情報ネットワーク社会の進展に貢献することを目的とする。

(センターの構成及び業務)

第3条 センターに、奈良先端科学技術大学院大学の附属図書館を置く。

2 センターに、前条の目的を達成するため、次世代システム研究グループ、情報基盤技術サービスグループ及び学術情報サービスグループを置く。

3 前項の各グループは、次に掲げる業務を行う。

(1) 次世代システム研究グループ

イ 次世代情報ネットワークシステムの技術開発

ロ 電子図書館に係る技術開発

ハ 全学情報基盤に係る整備計画

ニ 情報メディアを活用した教育研究の技術開発

(2) 情報基盤技術サービスグループ

イ 全学情報基盤の整備・運用・管理

ロ 情報セキュリティ管理

ハ 情報メディアを活用した教育研究の支援

ニ 前ロ及びハに係る企画立案に関すること。

(3) 学術情報サービスグループ

イ 附属図書館業務

ロ 事務情報化に係る支援業務

ハ 研究業績に係るデータベース構築・運用業務

ニ 前イ、ロ及びハに係る企画立案に関すること。

(センター長)

第4条 センターに総合情報基盤センター長（以下「センター長」という。）を置き、センターの業務を統括する。

(附属図書館長)

第5条 附属図書館に附属図書館長を置き、附属図書館の業務をつかさどる。

2 附属図書館長は、センター長が兼ねる。

(次世代システム研究グループ)

第6条 次世代システム研究グループは、次に掲げる者で構成する。

(1) 次世代システム研究グループ長

(2) 教員

2 次世代システム研究グループ長は、次世代システム研究グループに係る業務を掌理する。

3 次世代システム研究グループ長は、本学の教員のうちからセンター長の推薦に基づき、学長が指名する。

(統括サービスグループ長)

第7条 統括サービスグループ長を置き、情報基盤技術サービスグループ及び学術情報サービスグループの業務を監督する。

2 統括サービスグループ長は、本学の職員のうちからセンター長の推薦に基づき、学長が指名する。

(情報基盤技術サービスグループ)

第8条 情報基盤技術サービスグループは、次に掲げる者で構成する。

(1) 情報基盤技術サービスグループ長

(2) 技術職員

2 情報基盤技術サービスグループ長は、情報基盤技術サービスグループの業務を掌理する。

3 情報基盤技術サービスグループ長は、本学の職員のうちからセンター長の推薦に基づき、学長が指名する。

4 第1項第2号の技術職員は、本学の技術職員のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が兼務を命じる者をもって充てる。

(学術情報サービスグループ)

第9条 学術情報サービスグループは、次に掲げる者で構成する。

(1) 学術情報サービスグループ長

(2) 事務職員

- 2 学術情報サービスグループ長は、学術情報サービスグループの業務を掌理する。
- 3 学術情報サービスグループ長は、本学の事務職員のうちからセンター長の推薦に基づき、学長が指名する。
- 4 第1項第2号の事務職員は、本学の事務職員のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が兼務を命じる者をもって充てる。

(総合情報基盤運営会議)

第10条 全学的な情報化の推進に関する重要事項を審議するため、センターに総合情報基盤運営会議（以下「運営会議」という。）を置き、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) 情報科学研究科長
 - (3) バイオサイエンス研究科長
 - (4) 物質創成科学研究科長
 - (5) 先端科学技術研究推進センター長
 - (6) 教育研究支援部長
 - (7) 次世代システム研究グループ長
 - (8) 統括サービスグループ長
 - (9) 情報基盤サービスグループ長
 - (10) 学術情報サービスグループ長
- 2 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。
 - 3 議長は、運営会議を主宰する。
 - 4 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する者が議長の職務を代行する。
 - 5 議長が必要と認めたときは、第1項に規定する者以外を出席させることができる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。